

## 回 答

団体名（旧優生保護法被害大阪弁護団、ODF、おおさか旧優生保護法を問うネットワーク）

（要望項目）

- 1 大阪府は責任を認識し、知事が原告に面会して直接謝罪してください。

（回答）

- 旧優生保護法施行当時、国の機関委任事務による優生手術の適否の判断に携わってきたことについては、府として非常に重く受け止めております。
- 令和7年1月8日の知事記者会見において、府が旧優生保護法に基づき事務を執行したことについて、大阪府知事から被害を受けられた方々に謝罪をいたしました。また、大阪府のホームページにおいて、大阪府知事から旧優生保護法に基づく優生手術・人工妊娠中絶等の被害を受けられた方々へのメッセージを掲載しているところであり、引き続き、当事者の方々に寄り添った対応を実施するよう努めてまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（旧優生保護法被害大阪弁護士、ODF、おおさか旧優生保護法を問うネットワーク）

（要望項目）

- 2 全被害者の人権回復のための広報、周知（個別通知を含む）、相談支援の取り組みを実施してください。

被害者は差別によって沈黙を強いられてきました。また、未だに病院や施設に隔離・収容されるなどして孤立している状況も考えられます。そういう被害者に謝罪と補償を届けるには、広範な広報に留まらず、施設の職員、福祉関係者などの支援者を介した情報提供も含むより積極的なアウトリーチ型周知が必要です。府、市町村、施設、病院関係者、福祉関係者などが連携して取り組めるように、大阪府が積極的にリーダーシップを発揮してください。

- ① 被害者にわかりやすい表現で、医療機関、障害者施設、高齢者施設、地域包括支援センター等の関係機関への重点的な周知と、テレビなどによる広報など多様なツールを用いて広報を行ってください。また、「障害者週間」にキャンペーンを行うなど、あらゆる広報の機会を積極的に活用してください。

（回答）

- 府では、これまで府政だよりやホームページでの周知、府公式Xでの投稿などのほか、市町村や、医療・福祉・人権等の関係機関・障がい者支援施設・高齢者施設等へのポスターやリーフレットの配布及び周知を行ってきたところです。
- 従来から取り組んでいるメディア（新聞・テレビCM）を用いた広報では、期間を拡大し、補償金等支給法について広報を行い、新聞記事やテレビCMを御覧いただいた方からの相談事例もありました。
- また、令和7年8月末より大阪府庁新別館地下のデジタルサイネージでの広報を行っているところです。
- 一人でも多くの対象者の方に情報が行き届くよう、引き続き、積極的な広報周知に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（旧優生保護法被害大阪弁護士、ODF、おおさか旧優生保護法を問うネットワーク）

<p>（要望項目）</p> <p>2 全被害者の人権回復のための広報、周知（個別通知を含む）、相談支援の取り組みを実施してください。</p> <p>② 市町村へ協力依頼を行い、要介護認定調査や障害支援区分認定調査時にリーフレットを配付してください。</p>
<p>（回答）</p> <p>○ 市町村に対しては、リーフレット配布等にとどまらず、ホームページ・広報誌への掲載、自治会や町内会などの地域コミュニティでの回覧、障がい福祉サービス受給者証交付事務等を通じた周知・広報などについて協力依頼を発出しております。</p>
<p>（回答部局課名）</p> <p>健康医療部 保健医療室地域保健課</p>

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（旧優生保護法被害大阪弁護団、ODF、おおさか旧優生保護法を問うネットワーク）

（要望項目）

- 2 全被害者の人権回復のための広報、周知（個別通知を含む）、相談支援の取り組みを実施してください。
- ③ 医療機関、高齢者施設、障害者施設への資料保全依頼と資料の有無についての照会を引き続き実施してください。また、兵庫県の例を参考に施設等の取り組み状況を把握できる方法で確実に回答を求めてください。

（回答）

- 本府では、旧優生保護法補償金等支給法の施行により、新たに旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶を受けたご本人を対象に一時金を支給することとなるなど、保全対象となる資料の範囲が広がったことに伴い、府の所管する施設に対し、関連資料等の保全依頼にあわせて、資料の有無について調査を実施し、「資料あり」と回答のあった施設に対し、個別に状況を伺いました。また、高齢者施設に対し、再度、資料の有無について、調査を実施しているところです。
- 加えて、本府から政令指定都市・中核市に対し、管内の各保全措置対象施設及び機関への資料保全についての周知及び調査の実施への協力について、あらためて依頼しています。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（旧優生保護法被害大阪弁護士、ODF、おおさか旧優生保護法を問うネットワーク）

（要望項目）

- 2 全被害者の人権回復のための広報、周知（個別通知を含む）、相談支援の取り組みを実施してください。
- ④ 長期入院患者がいる精神病院、長期入所の障害者施設、一時金支給法や新補償法にかかる申請において被害者が関係した医療機関、施設に対して、府担当者が説明に出向くなどして、入所時の面接記録、台帳、カルテ等に不妊手術や中絶の記載がないかの自主点検を行うように促し、施設等の職員から被害者に対して、適切な申請支援、サポート弁護士の案内などを行うように依頼してください。

（回答）

- 府では、府内の全ての障がい者支援施設・高齢者施設へのポスターやリーフレットの配布及び制度周知、協力依頼を行ってきたところです。
- 精神病院・障がい者支援施設等に対して、今年度も引き続き、制度の周知についての協力依頼を行っています。
- 特に、当時対象とされた方々の中には、当該手術を受けたことについて、意思表示することが困難など、ご自身による相談や請求手続きが難しい方もおられると想定されることから、障がい者支援施設・高齢者施設に対しては、入居時の面接や支援台帳などで旧優生保護法に基づく優生手術や人工妊娠中絶等を受けたと思われる方が利用されている場合や、入浴介助・健康診断等で手術痕（きず）を確認したことがある場合、利用者・家族等から優生手術等が疑われるような話を聞いたことがある場合等を例示し、請求に関する支援についても協力依頼を行っています。
- 一人でも多くの対象者の方に情報が行き届くよう、引き続き、積極的な広報周知に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（旧優生保護法被害大阪弁護士、ODF、おおさか旧優生保護法を問うネットワーク）

（要望項目）

- 4 国の行動計画を踏まえ、優生思想に基づく障害者に対する偏見・差別を根絶する取り組みについて、全部局連携して進めてください。
- ① 優生保護法問題を踏まえ、差別をなくし、地域で共に生きるインクルーシブ社会の実現に向けた施策の推進を図り、大阪府障がい者計画に反映すること。

（回答）

- 第5次大阪府障がい者計画は、「全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念とし、障がい者が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加することを促進し、障がいの有無に関わらず、全ての人間（ひと）が支え合って生きるインクルーシブな社会の実現に向けて総合的・計画的に、施策を展開しているところです。
- 現行計画の期間が令和8年度末を終期としていることから、本年度4月より大阪府障がい者施策推進協議会のもとに第6次大阪府障がい者計画策定検討部会を設置しました。障がい当事者も含めた幅広い分野の委員の皆様にご参画いただき、国の行動計画が取りまとめられた背景等も念頭に置きながら、障がい者の権利について改めて見直し、次期計画策定に向けた検討を進めているところです。
- 引き続き、障がいのある人への差別や偏見のない共生社会の実現に向け、取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。